

「争続」回避の方法

令和2年11月 社会福祉士A記

遺産相続の争いをなくすためには、遺言書を書いておくことが肝要です。

基本的には、遺言書が無い場合は、相続人同士が話し合っ各々の相続分を決めれば良いのですが、一部の相続人には、自分は生前色々面倒を見たので他の相続人より財産分与を多くとかこの土地が欲しいなどで相続争いとなり易くなかなか決めれないケースが多いようです。

本HPに既掲載済みの「**相続に関する基礎知識**」をご覧頂ければ記していますが、改めて二つの遺言書についてここに記しておきます。

遺言書には、「**公正証書遺言**」と「**自筆遺言書**」があります。

1. 公正証書遺言

法律の専門家の公証人に作成してもらうので、一番確実な遺言書となります。

公正証書遺言は、書式の不備はまずなく、公証役場で保管されるため偽造や紛失の恐れもありません。

ただ、財産に応じて手数料が1万円以上かかります。

また、作成には公証役場に証人1人以上と出向く（出向くことが出来ない正当な理由がある場合は自宅まで公証人が出向いてくれます）必要があります。

2. 自筆遺言書

自ら手書き（パソコンによる作成はダメ、財産目録はOK）する遺言書です。

無料で証人もいらないので手軽に作成できますが、自分の死後見つかるようにしておくことが求められます。

法的に効力のある自筆遺言書は、下記の条件を備えておく必要があります。

一つでも欠けると法的には無効になります。

- ① すべて手書きで本人が書く。
- ② 作成年月日を記入する。
- ③ 署名をして捺印する。（印は、必ずしも実印である必要はありません）

それらにも増して大切なのが遺言内容です。

例えば、合理的な理由もなく一人の子に全財産を与えると記した場合は、相続争いが生じやすくなりますので、遺言内容には注意が必要です。

不安な場合は、弁護士などの専門家に相談しておくことが肝要です。

このように注意をして作成しても本当に本人が作成した真正なものかどうかで争いに

なるケースが多いようです。

また、自筆遺言書の場合、遺言書を有効にするため、相続人らが家裁に対して「検認」手続きを行う必要があります。

と自筆遺言書を作成してもこの様な悩みが出てきます。

そこでこれらの悩みを和らげるために下記の制度が導入されていますので自筆遺言書を作成された場合にはご利用されると便利です。

【自筆遺言書の法務局チェック・保管制度】

自筆の遺言書を法務局が、1通3900円で保管する制度が導入されています。

法務局が書式をチェック（あくまで書式であり、遺言内容のチェックまではしてられませんのでご注意ください）した上で厳重に保管してくれます。

法務局で保管された自筆遺言書は、先に述べた「検認」の手続きも不要になります。

しかし、相続人に自筆遺言書を法務局に保管している旨を周知して置くことを忘れない様にして下さい。

それを怠ると遺言書がないものとして相続が行われます。

以 上